

トラック業界における長時間労働 の抑制に向けた取組について

平成27年7月27日（月）



厚生労働省・福島労働局

目次

労働時間を取り巻く現状（p3）

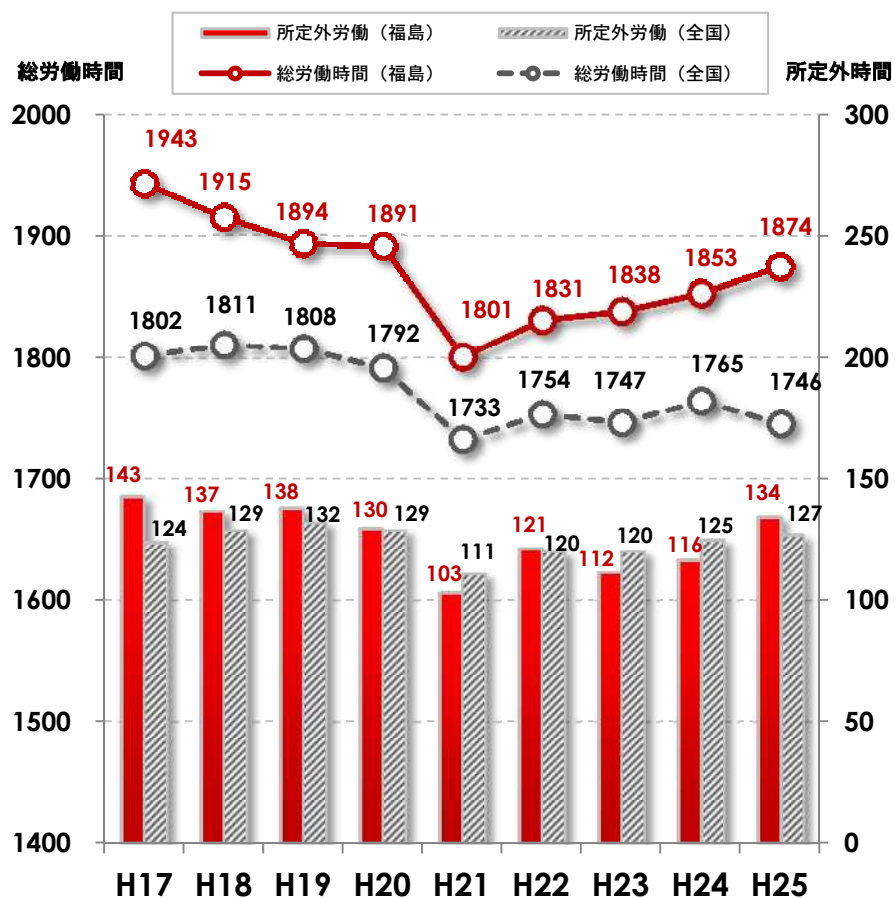
労働基準法の前回改正の検討規定・今回の改正案の内容（p4～9）

トラック運転手を取り巻く状況（p10～15）

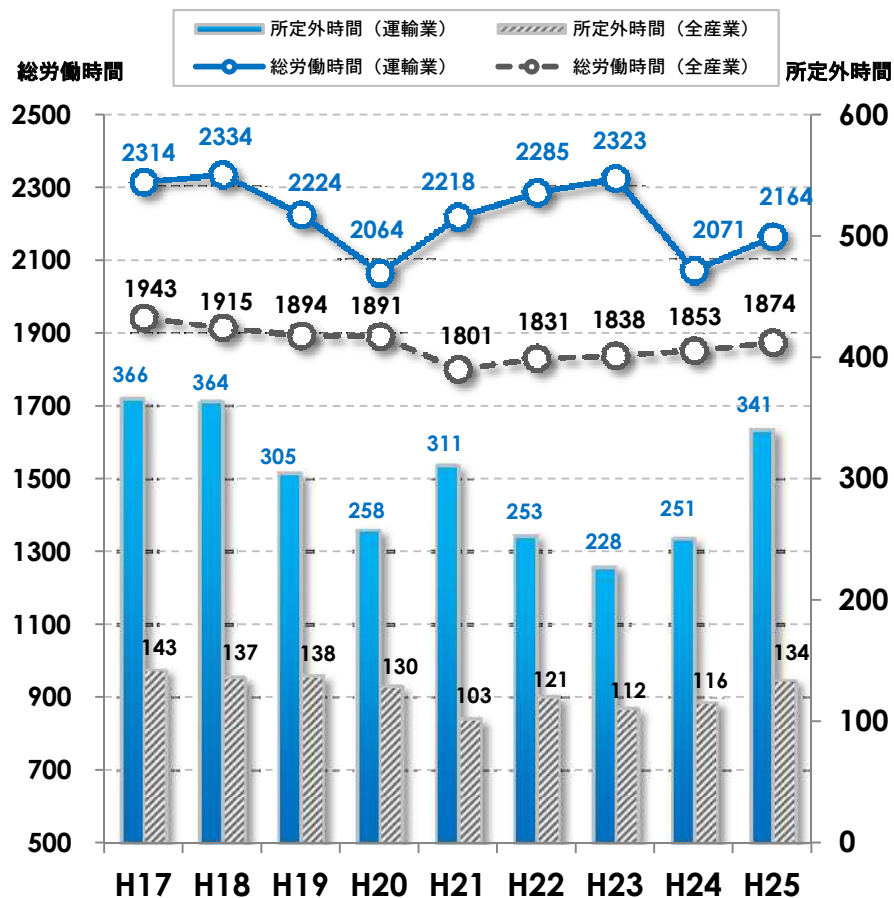
年間総労働時間と所定外時間の推移

- 福島県は、労働者1人あたりの年間総労働時間について、全国平均を100時間程度上回る水準で推移しており、所定外労働時間数においても、全国平均またはそれを上回る水準で推移している。（下左図）
- 福島県内の運輸業に従事する労働者1人あたりの年間総労働時間、年間所定外時間のいずれも、県内全産業の平均を大幅に上回る水準で推移している。（下右図）

全国平均と福島県の平均との比較（全産業）



福島県内における全産業平均と運輸業との比較



労働基準法の平成20年改正の際の検討規定

附 則 （平成20年法律第89号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、**平成22年4月1日**から施行する。

（検討）

第3条 政府は、**この法律の施行後3年を経過した場合**において、この法律による改正後の労働基準法（以下この条において「新法」という。）第37条第1項ただし書及び第138条の規定の施行の状況、時間外労働の動向等を勘案し、これらの規定について**検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの**とする。

◎労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第37条 使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が**1箇月について60時間を超えた場合**においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の**5割以上の率で計算した割増賃金**を支払わなければならない。

2～5 （略）

第138条 **中小事業主**（その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。）**の事業については、当分の間、第37条第1項ただし書の規定は、適用しない。**

（注）下線は引用に際して付したものである。

中小企業及びその雇用者の割合

割増賃金率引上げの適用が猶予されている中小事業主の範囲

- ◆ 中小企業に該当するか否かは、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者数」で判断。
- ◆ 事業場単位ではなく、企業単位で判断。

※ 中小企業基本法に定める中小企業の範囲とほぼ一致。

(中小企業基本法の中小企業に含まれない独立行政法人や協同組合等も中小事業主に含まれる。)

| 業種 | 資本金の額又は 出資の総額 | または | 常時使用する 労働者数 |
|-----------------------|------------------|-----|----------------|
| 小売業 | 5,000 万円以下 | または | 50 人以下 |
| サービス業 | 5,000 万円以下 | または | 100 人以下 |
| 卸売業 | 1 億円以下 | または | 100 人以下 |
| 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 | 3 億円以下 | または | 300 人以下 |

中小企業及びその雇用者割合（第1次産業を除く）

- ◆ 中小企業の割合： **99.7%** (約386.3万社のうち **約385.3万社**)
- ◆ 中小企業の常用雇用者の割合： **62.7%** (約3,878万人のうち **約2,433万人**)

※ 資料出所：平成26年中小企業白書（総務省調査「平成24年経済センサス」を再編加工した資料）

なお、「経済センサス」は、平成18年までの「事業所・企業統計調査」と比べ、一部変更されており、過去の同調査結果と単純に比較出来ないことに留意が必要。（例えば、平成16年事業所・企業統計調査における中小企業の常用雇用者の割合は71.0%。経済センサスでは、①商業・法人登記等の行政記録の活用、②会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入等の変更が行われた。）

平成27年2月13日労働政策審議会建議 「今後の労働時間法制等の在り方について」(抄)

1 働き過ぎ防止のための法制度の整備等

(1) 長時間労働抑制策

① 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し

- 中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることが適当である。
- 上記の環境整備を図りつつ、中小企業労働者の長時間労働を抑制し、その健康確保等を図る観点から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を5割以上とする労働基準法第37条第1項ただし書きの規定について、中小企業事業主にも適用することが適当である。
- 中小企業の経営環境の現状に照らし、上記改正の施行時期は他の法改正事項の施行の3年後となる平成31年4月とすることが適当である。

労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

※平成27年4月3日閣議決定

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

(1) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

- ・ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（3年後実施）

(2) 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

- ・ 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。

(3) 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

- ・ 使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）。

(4) 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進（※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正）

- ・ 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

II 多様で柔軟な働き方の実現

(1) フレックスタイム制の見直し

- ・ フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。

(2) 企画業務型裁量労働制の見直し

- ・ 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。

(3) 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

- ・ 職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
- ・ また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（※労働安全衛生法の改正）

施行期日：平成28年4月1日 **（ただし、1の（1）については平成31年4月1日）**

中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引上げについて

現行

| | 1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間) | |
|------|---|-------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 25% |

改正案

| | 1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間) | |
|------|---|-------|
| | 60時間以下 | 60時間超 |
| 大企業 | 25% | 50% |
| 中小企業 | 25% | 50% |

平成22年4月以降、当分の間適用猶予（3年後見直し規定あり）

| | 時間外労働が月60時間超である 労働者が存在する割合 | | 平均的な時間外労働が 月60時間超である割合 | |
|-----------|-------------------------------|-------|---------------------------|-------|
| | 大企業 | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 |
| 全体 | 8.1% | 4.4% | 0.5% | 0.8% |
| 自動車の運転の業務 | 40.6% | 42.2% | 11.7% | 13.4% |

平成25年度の「脳・心臓疾患」の労災支給決定件数306件のうち、93件（30.4%）が「自動車運転従事者」

- 関係省庁・業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることとする。その間、施行は猶予することとし、施行日は他の項目より3年遅らせる（平成31年4月）。

1箇月の法定時間外労働の実績<限度基準適用除外労働者>

※ 各事業場における労働時間が「最長の者」及び「平均的な者」において、法定時間外労働が月60時間を超える事業場、月100時間を超える事業場の割合を示したもの

① 工作物の建設等の事業

(単位：%)

| ○最長の者 | 60時間超 | |
|-------|-------|---------|
| | 計 | 100時間超え |
| 合計 | 12.9 | 2.0 |
| 大企業 | 38.4 | 6.5 |
| 中小企業 | 8.7 | 1.2 |

(単位：%)

| ○平均的な者 | 60時間超 | |
|--------|-------|---------|
| | 計 | 100時間超え |
| 合計 | 3.7 | 0.0 |
| 大企業 | 18.9 | 0.2 |
| 中小企業 | 1.1 | - |

② 自動車の運転の業務

| ○最長の者 | 60時間超 | |
|-------|-------------|------------|
| | 計 | 100時間超え |
| 合計 | 41.9 | 9.0 |
| 大企業 | 40.6 | 3.7 |
| 中小企業 | 42.2 | 9.8 |

| ○平均的な者 | 60時間超 | |
|--------|-------------|------------|
| | 計 | 100時間超え |
| 合計 | 13.1 | 0.6 |
| 大企業 | 11.7 | 0.0 |
| 中小企業 | 13.4 | 0.7 |

③ 新技術、新商品等の研究開発の業務

| ○最長の者 | 60時間超 | |
|-------|-------|---------|
| | 計 | 100時間超え |
| 合計 | 19.1 | 3.0 |
| 大企業 | 24.7 | 4.8 |
| 中小企業 | 15.0 | 1.7 |

| ○平均的な者 | 60時間超 | |
|--------|-------|---------|
| | 計 | 100時間超え |
| 合計 | 3.5 | - |
| 大企業 | 3.9 | - |
| 中小企業 | 3.2 | - |

脳心臓疾患請求・決定・支給決定件数（全国）

脳・心臓疾患

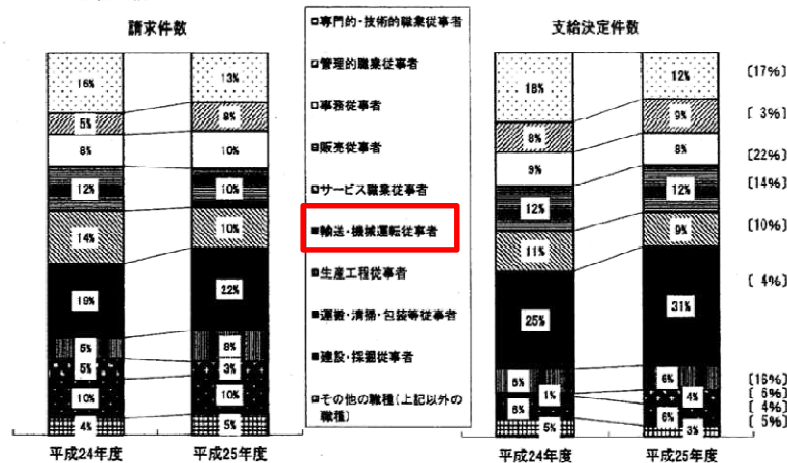
平成25年度厚生労働省「脳心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を加工したもの

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

| 職種(大分類) | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|-----------------|--------|------|----------|--------|------|----------|
| | 請求件数 | 決定件数 | うち支給決定件数 | 請求件数 | 決定件数 | うち支給決定件数 |
| 専門的・技術的職業従事者 | 133 | 116 | 62 | 101 | 91 | 37 |
| 管理的職業従事者 | 46 | 55 | 26 | 59 | 45 | 27 |
| 事務従事者 | 71 | 67 | 30 | 79 | 62 | 26 |
| 販売従事者 | 100 | 81 | 39 | 80 | 85 | 38 |
| サービス職業従事者 | 116 | 88 | 36 | 82 | 82 | 27 |
| 輸送・機械運転従事者 | 163 | 146 | 86 | 170 | 145 | 95 |
| 生産工程従事者 | 46 | 54 | 21 | 64 | 48 | 19 |
| 運搬・清掃・包装等従事者 | 43 | 26 | 3 | 27 | 31 | 11 |
| 建設・採掘従事者 | 88 | 72 | 19 | 81 | 60 | 17 |
| その他の職種(上記以外の職種) | 36 | 36 | 16 | 41 | 26 | 9 |
| 合計 | 842 | 741 | 338 | 784 | 663 | 306 |

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

図1-3 職種別構成比



※ [] は、雇用者総数に占める各職種の雇用者割合(平成24年「就業構造基本調査」のデータを用いて計算)

表1-3-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

| 平成25年度 | | | |
|--------|--------------|-----------------------|--------|
| 順位 | 職種(大分類) | 職種(中分類) | 支給決定件数 |
| 1 | 輸送・機械運転従事者 | 自動車運転従事者 | 93 |
| 2 | 販売従事者 | 営業職業従事者 | 21 |
| 3 | 販売従事者 | 商品販売従事者 | 16 |
| 3 | 管理的職業従事者 | その他の管理的職業従事者 | 16 |
| 5 | 建設・採掘従事者 | 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) | 13 |
| 6 | 事務従事者 | 一般事務従事者 | 11 |
| 6 | サービス職業従事者 | 飲食物調理従事者 | 11 |
| 8 | 専門的・技術的職業従事者 | 製造技術者(開発を除く) | 9 |
| 9 | 事務従事者 | 営業・販売事務従事者 | 8 |
| 9 | 管理的職業従事者 | 法人・団体管理職員 | 8 |
| 11 | 生産工程従事者 | 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) | 7 |
| 11 | サービス職業従事者 | その他のサービス職業従事者 | 7 |
| 11 | 運搬・清掃・包装等従事者 | 運搬従事者 | 7 |
| 14 | 保安職業従事者 | その他の保安職業従事者 | 6 |
| 14 | 専門的・技術的職業従事者 | その他の専門的職業従事者 | 6 |

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

脳心臓疾患請求・決定・支給決定件数（全国）

精神障害

平成25年度厚生労働省「脳心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を加工したもの

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

| 職種(大分類) | 平成24年度 | | | 平成25年度 | | |
|-----------------|--------|------|----------|--------|------|----------|
| | 請求件数 | 決定件数 | うち支給決定件数 | 請求件数 | 決定件数 | うち支給決定件数 |
| 専門的・技術的職業従事者 | 274 | 284 | 117 | 307 | 264 | 104 |
| 管理的職業従事者 | 50 | 51 | 26 | 58 | 39 | 18 |
| 事務従事者 | 342 | 304 | 101 | 350 | 316 | 86 |
| 販売従事者 | 140 | 154 | 54 | 162 | 126 | 42 |
| サービス職業従事者 | 153 | 141 | 57 | 176 | 132 | 51 |
| 輸送・機械運転従事者 | 58 | 67 | 33 | 95 | 74 | 30 |
| 生産工程従事者 | 147 | 131 | 56 | 153 | 143 | 56 |
| 運搬・清掃・包装等従事者 | 46 | 41 | 15 | 32 | 31 | 10 |
| 建設・採掘従事者 | 29 | 31 | 11 | 48 | 41 | 24 |
| その他の職種(上記以外の職種) | 18 | 13 | 5 | 28 | 27 | 15 |
| 合計 | 1257 | 1217 | 475 | 1409 | 1193 | 436 |

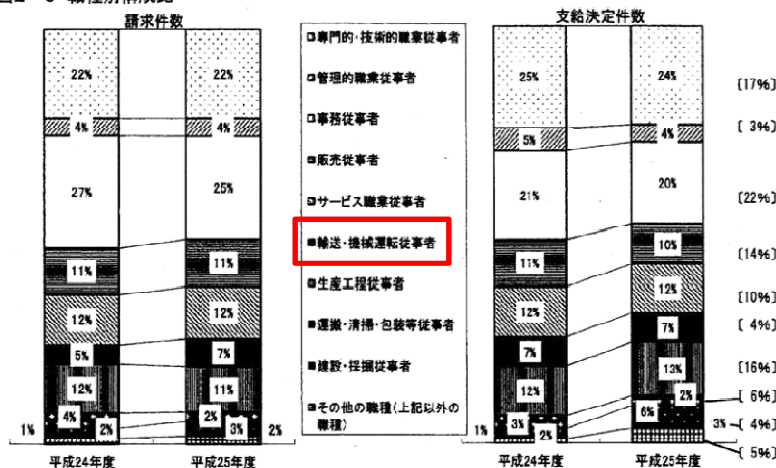
注 1 職種については、「日本標準職業分類II」により分類している。
 2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

表2-3-2 精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

| | | | 平成25年度 |
|----|--------------|-----------------------|--------|
| 順位 | 職種(大分類) | 職種(中分類) | 支給決定件数 |
| 1 | 事務従事者 | 一般事務従事者 | 50 |
| 2 | 販売従事者 | 商品販売従事者 | 26 |
| 2 | 輸送・機械運転従事者 | 自動車運転従事者 | 26 |
| 4 | 事務従事者 | 営業・販売事務従事者 | 21 |
| 4 | 生産工程従事者 | 製品製造・加工処理従事者(金属製品) | 21 |
| 6 | 生産工程従事者 | 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) | 18 |
| 7 | 専門的・技術的職業従事者 | 情報処理・通信技術者 | 17 |
| 7 | 専門的・技術的職業従事者 | その他の専門的職業従事者 | 17 |
| 9 | 専門的・技術的職業従事者 | 保健師、助産師、看護師 | 16 |
| 10 | 販売従事者 | 営業職業従事者 | 15 |
| 11 | サービス職業従事者 | 介護サービス職業従事者 | 13 |
| 11 | 管理的職業従事者 | その他の管理的職業従事者 | 13 |
| 11 | サービス職業従事者 | その他のサービス職業従事者 | 13 |
| 14 | サービス職業従事者 | 飲食物調理従事者 | 11 |
| 14 | 建設・採掘従事者 | 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) | 11 |

注 職種については、「日本標準職業分類II」により分類している。

図2-3 職種別構成比



※ [] は、雇用者総数に占める各職種の雇用者割合(平成24年「就業構造基本調査」のデータを用いて計算)

脳心臓疾患請求・決定・支給決定件数（福島県）

◆脳心臓疾患請求・決定・支給決定件数（福島県）

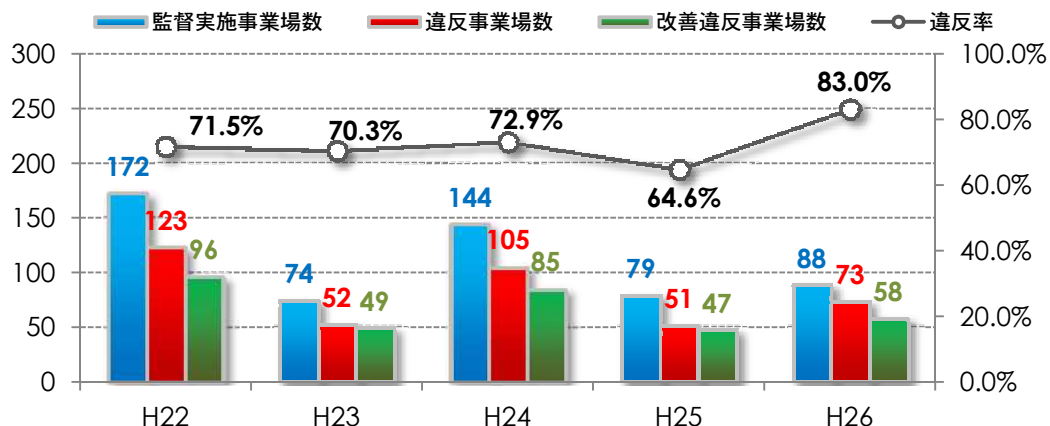
| | 脳血管疾患 | | | | | | 虚血性心疾患 | | | | | | 合計 | | | | | | 認定率 |
|-----|-------|------|------|------|--------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|------|------|--------|---|-------|
| | 請求件数 | | 決定件数 | | 支給決定件数 | | 請求件数 | | 決定件数 | | 支給決定件数 | | 請求件数 | | 決定件数 | | 支給決定件数 | | |
| | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | うち死亡 | | |
| H22 | 3 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 7 | 5 | 6 | 4 | 3 | 3 | 50.0% |
| H23 | 11 | 7 | 6 | 3 | 3 | 1 | 7 | 6 | 7 | 6 | 5 | 4 | 18 | 13 | 13 | 9 | 8 | 5 | 61.5% |
| H24 | 9 | 1 | 11 | 5 | 3 | 2 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 | 1 | 9 | 14 | 14 | 7 | 4 | 3 | 28.6% |
| H25 | 2 | 1 | 4 | 1 | 3 | 0 | 7 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 9 | 5 | 5 | 2 | 3 | 0 | 60.0% |

◆精神障害請求決定・支給決定件数（福島県）

| | 精神障害 | | | | | | 認定率 |
|-----|------|------|------|------|--------|------|-------|
| | 請求件数 | | 決定件数 | | 支給決定件数 | | |
| | うち自殺 | うち自殺 | うち自殺 | うち自殺 | うち自殺 | うち自殺 | |
| H22 | 13 | 2 | 8 | 0 | 3 | 0 | 37.5% |
| H23 | 18 | 7 | 14 | 2 | 6 | 1 | 42.9% |
| H24 | 16 | 1 | 21 | 6 | 11 | 2 | 52.4% |
| H25 | 20 | 4 | 17 | 2 | 10 | 2 | 58.8% |

トラック運転者を使用する事業場に対する監督指導状況（福島県内：過去5年間）

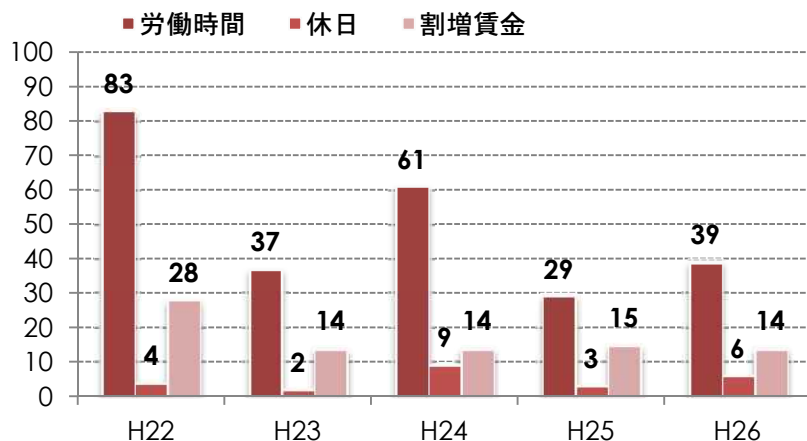
1. 監督指導実施状況



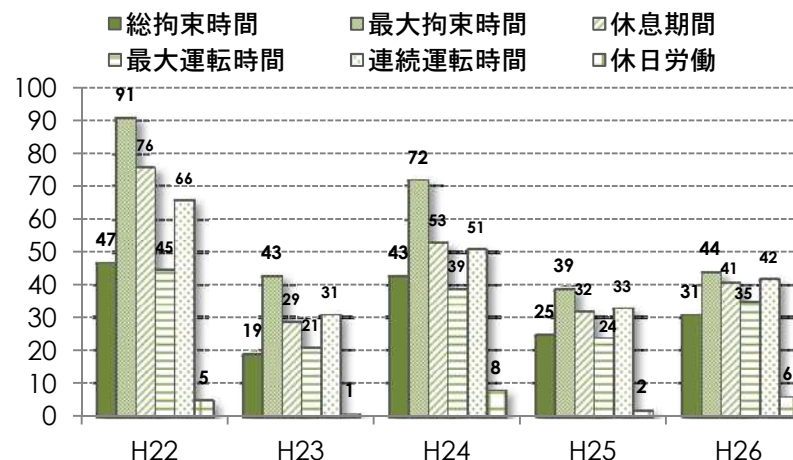
○監督実施事業場のうち、違反の認められた事業場数の割合（違反率）は、いずれも**60%以上**と、高い割合で推移している。

2. 違反状況内訳（主なもの）

(1) 労働基準関係法違反



(2) 改善基準告示違反

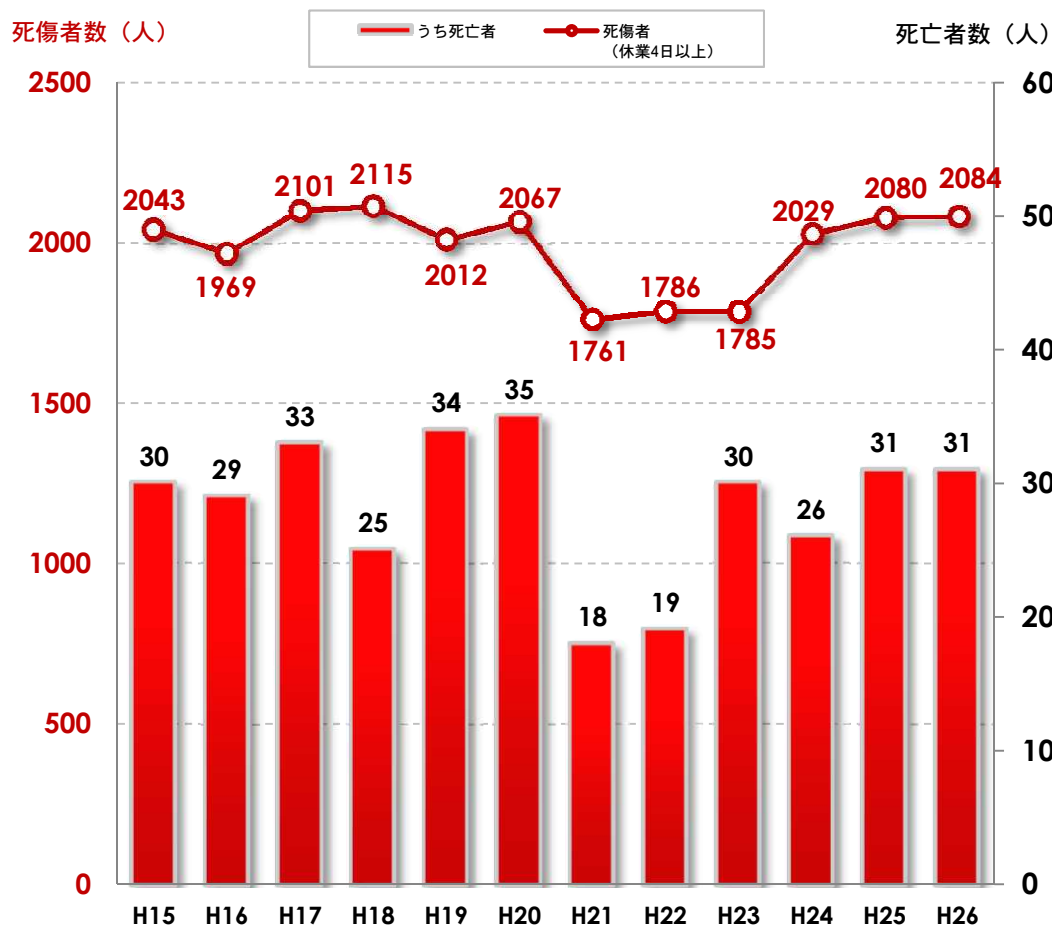


違反状況の内訳では、労働時間に関する違反（36協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて労働させているもの）事業場数が全体の50%以上であることに加え、総拘束時間（1か月拘束時間）のみならず、最大拘束時間（1日の拘束時間）に関する改善基準告示違反も多い傾向にある。

労働災害発生状況の推移（福島県内）

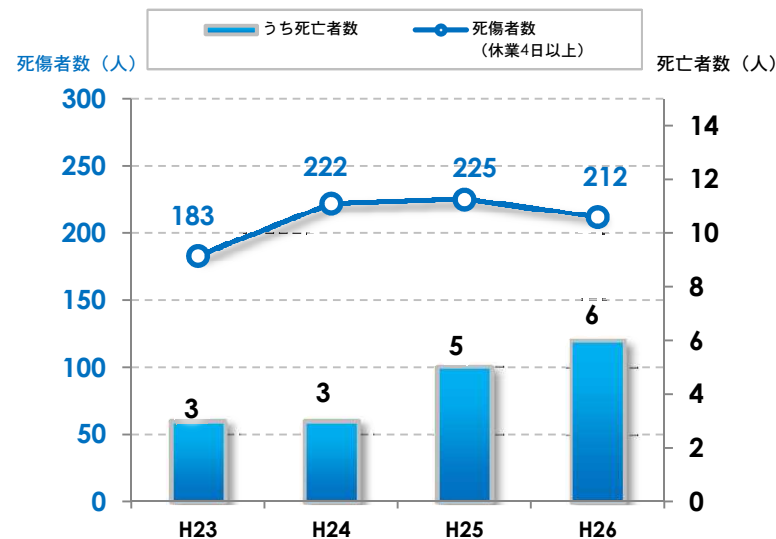
- 福島県内における休業4日以上之死傷者を含む労働災害発生件数は、東日本大震災以降毎年増加傾向にあり、死亡者数も毎年30人前後で推移している。
- このうち、道路貨物運送業での死傷者数の割合は、全体の10%前後を占め、死亡者数の割合に関しては、全体の20%を占めており、いずれも高い水準で推移している。

労働災害発生状況（県内全産業）



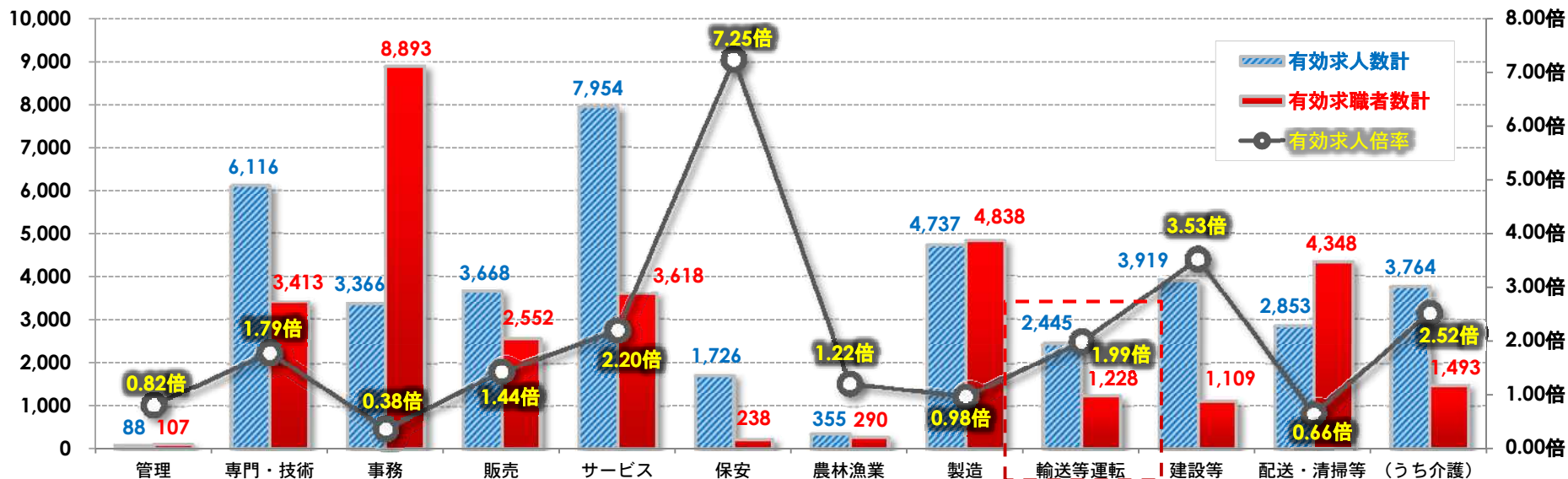
県内道路貨物運送業

| | H23 | H24 | H25 | H26 | 計 |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 死傷者数 (休業4日以上) (人) | 183 | 222 | 225 | 212 | 842 |
| うち死亡者数 (人) | 3 | 3 | 5 | 6 | 17 |



常用有効求人数及び情報有効求職者数の職業別状況（福島県 平成27年5月）

○専門・技術（建築・土木技術者、看護師・医療技術者など）、サービス（介護サービス、接客・給仕など）、保安（道路交通誘導員など）、輸送等運転や建設等の職業などでは求人数が求職者数を上回っている一方で、事務、配送・清掃などでは求職者数が求人数を上回っているなど、職業間でのミスマッチが生じている。



| 〔常用〕 | 管理的職業 | 専門的・技術的職業 | 事務的職業 | 販売の職業 | サービスの職業 | 保安の職業 | 農林漁業の職業 | 製造の職業 | 輸送等運転の職業 | 建設等の職業 | 配送・清掃・倉庫等の職業 | うち介護関係 | 分類不能 | 職業計 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 有効求人人数（フルタイム） | 85 | 4,825 | 2,372 | 2,213 | 4,195 | 1,367 | 282 | 3,812 | 2,203 | 3,899 | 1,258 | 2,655 | 0 | 26,511 |
| 有効求人人数（パートタイム） | 3 | 1,291 | 994 | 1,455 | 3,759 | 359 | 73 | 925 | 242 | 20 | 1,595 | 1,109 | 0 | 10,716 |
| 有効求人人数計 | 88 | 6,116 | 3,366 | 3,668 | 7,954 | 1,726 | 355 | 4,737 | 2,445 | 3,919 | 2,853 | 3,764 | 0 | 37,227 |
| 有効求職者数（男） | 102 | 1,501 | 2,047 | 1,239 | 970 | 221 | 210 | 3,017 | 1,198 | 1,056 | 2,595 | 364 | 435 | 14,591 |
| 有効求職者数（女） | 5 | 1,906 | 6,835 | 1,308 | 2,644 | 16 | 79 | 1,817 | 29 | 51 | 1,748 | 1,125 | 311 | 16,749 |
| 有効求職者数計 | 107 | 3,413 | 8,893 | 2,552 | 3,618 | 238 | 290 | 4,838 | 1,228 | 1,109 | 4,348 | 1,493 | 749 | 31,383 |
| 有効求人倍率 | 0.82倍 | 1.79倍 | 0.38倍 | 1.44倍 | 2.20倍 | 7.25倍 | 1.22倍 | 0.98倍 | 1.99倍 | 3.53倍 | 0.66倍 | 2.52倍 | 0.00倍 | 1.19倍 |
| 有効求職者数（フルタイム）男 | 91 | 1,381 | 1,795 | 1,141 | 839 | 176 | 180 | 2,818 | 1,073 | 1,002 | 1,889 | 331 | 335 | 12,720 |
| 有効求職者数（フルタイム）女 | 4 | 1,233 | 4,719 | 649 | 1,419 | 13 | 39 | 1,136 | 24 | 48 | 513 | 733 | 137 | 9,934 |
| 有効求職者数（パートタイム）男 | 11 | 120 | 252 | 98 | 131 | 45 | 30 | 199 | 125 | 54 | 706 | 33 | 100 | 1,871 |
| 有効求職者数（パートタイム）女 | 1 | 673 | 2,116 | 659 | 1,225 | 3 | 40 | 681 | 5 | 3 | 1,235 | 392 | 174 | 6,815 |
| 有効求職者数（フル+パート） | 107 | 3,407 | 8,882 | 2,547 | 3,614 | 237 | 289 | 4,834 | 1,227 | 1,107 | 4,343 | 1,489 | 746 | 31,340 |